

競争ルールの検証に関するWG（第47回）

1 日時 令和5年9月8日（金）10：00～11：02

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

天田公正取引委員会事務局経済取引局調整課長

○総務省

今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総務課長、井上料金サービス課長、安西消費者契約適正化推進室長、安藤番号企画室長、古田料金サービス課課長補佐、竹内料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、中田番号企画室課長補佐

4 議事

【新美主査】 それでは皆様、おはようございます。本日もお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいま事務局からありましたように、定刻となりましたので、ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ、第47回会合を開催いたします。

本日の会議もオンライン会議による開催とさせていただきます。

まず、議事に入る前に、事務局からの連絡事項を御説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。

これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言を御指名いただく方式で進めさせていただきます。

なお、チャット欄は、構成員、オブザーバーの皆様からは御覧いただけますが、傍聴者の皆様からは、これまでどおり見えません。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきます

ようお願いいたします。

また、発言時以外にはマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

なお、相田主査代理の肩書に変更がありましたことから、本WGの開催要綱の改定版を参考資料としておつけしております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前、前回のワーキンググループ会合以降、総務省において人事異動がございましたということで、事務局から新たに着任された方々の御紹介をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。今般の人事異動で新たに着任した弊省職員を紹介させていただきたいと思います。

総合通信基盤局長に今川が、総合通信基盤局総務課長に渋谷が、料金サービス課長に井上それぞれ着任しております。

今川局長から順番にそれぞれ一言、御挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【今川総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長に着任しました今川でございます。いろいろな課題がこの分野は多いと思いますけれども、先生方の御指導を賜りながら、着実に進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【渋谷総務課長】 この夏の人事異動で総務課長に着任いたしました渋谷と申します。非常に国民の関心の高いテーマだと考えておりますので、先生方、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【井上料金サービス課長】 7月に着任いたしました料金サービス課長の井上でございます。引き続き、御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。こちらこそ、どうぞ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと存じます。本日は、前回の会合で取りまとめを行いました競争ルールの検証に関する意見報告書2023（案）について、意見募集を行った結果を事務局から説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと思っております。

競争ルールの検証に関する報告書（案）の意見募集の結果について、事務局から御説明を

いただきたいと思います。それでは、どうぞよろしく申し上げます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

本日は、資料1、資料2の2種類の資料を準備しております。資料1が前回のワーキンググループを行った後に実施しました意見募集における意見とそれに対する考え方の案になってございます。資料2はその意見を受けて報告書(案)を修正した部分がございますので、修正部分を明示した報告書(案)になってございます。

それでは、資料1、資料2に基づき、説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

意見募集を6月23日から7月24日まで実施しましたところ、法人・団体18件、個人25件、合計43件の御意見がありました。次のページ以降は実際に寄せられた意見とそれに対する考え方の案を報告書の記載の順に沿って説明をさせていただいております。なお、大部になりますので、意見、考え方の紹介と主要な部分をかいつまんでこれから御説明させていただきます。

まずは第2章、1.(2)報告書2022の公表以降の総務省等における取組への意見です。意見2-1、個人からの意見です。公正取引委員会とともに、キャリアの過度な端末値引きを取り締まるべきという意見でございます。考え方は総務省において、公正取引委員会をはじめ、他省庁と必要な連携を図って対応していくことが必要としております。

続いて、2.(1)上限2万円規制に関する事項への意見です。

意見2-2、考え方に賛同。MNOや販売代理店等における不適切な行為の根絶に向けた取組が必要という意見です。考え方は引き続き覆面調査等を通じて確認することが必要としております。

意見2-3、MNO4社が講じている措置は有効なのかという意見です。考え方は参考として承るとしてしております。

意見2-4、楽天モバイルから、法令遵守に取り組むという意見です。考え方は賛同として承るとしてしております。

意見2-5、個人からです。販売代理店に対して指導し、公表すべきという意見です。考え方は事業法第27条の3の規律に反する行為が行われた場合には、必要に応じて適切な対応を行っていくことが必要。また総務省で販売代理店に対し、行政指導を行っておりますので、その旨、記載させていただいております。

続いて、既往契約の解消状況についてです。

意見2-6、方向性に賛同という意見です。考え方は賛同の御意見として承るとしており

ます。

続いて、3. (2) 通信市場の動向です。

意見2-7、MVNO向けの接続料について、接続料まで踏み込んだ見直しが急務。L I N E M Oのプランに対抗する土俵にすら上がっていないという意見です。考え方は参考として承りつつ、L I N E M Oのミニプランについては、モバイルスタックテストにおいて、不当な競争を引き起こす水準ではないことが確認されているとしております。

意見2-8、スマホ購入アルバイトのトラブルは、M N P契約者を優遇するビジネスモデルの弊害ではないか。サービス利用意思を伴わないM N Pが一因という意見です。考え方はサービス利用意思を伴わない乗換え行為に対する考え方は、本報告書案第3章5. (1)に記載しているとしております。

意見2-9、M N OとM V N O間のイコールフットィングを確保に係る考え方に賛同。M V N Oによる5 G (S A) サービスの実現に向けた協議が順調に進展しているとは言い難いという意見です。考え方はS Aサービス提供についてM N OとM V N O間のイコールフットィングを確保する観点から、総務省において、事業者間協議の状況等を注視していくことが適当としております。

意見2-10、M N Oが提供する格安プランが囲い込みにつながっている可能性があるという意見です。考え方は一事業者がメインブランドのほかに廉価プラン等を提供すること自体、否定されるものではないですが、利用者にとって分かりやすい料金プランが提供されることが望ましいとしております。

意見2-11、最新の情報を載せてほしいという意見です。考え方は基礎データは、可能な限り、意見募集前の2023年6月1日時点に合わせているとしております。

続いて、3. (3) 端末市場の動向です。

意見2-12、支払い状況に問題のない中古端末のみが市場に出回る仕組みにしてほしいという意見です。考え方は参考として承る。関係事業者において、適切に対応すべきとしております。

意見2-13、「携帯電話ポータルサイト」の周知に努めてほしいという意見です。考え方は参考として承るとしております。

意見2-14、こちら、報告書案の修正ありとなっております。クアルコムジャパンからミリ波対応端末の出荷台数が少ない。第39回WGにおいて、当社クアルコムジャパンが報告したとおり、出荷台数割合は4%程度にとどまっているという意見でございます。考え方

はいただいた意見を踏まえ、ミリ波対応出荷台数割合は約4%であるという調査結果がある旨を追記するとしております。資料2、報告書(案)は54ページ、62ページ目が該当になりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、意見2-15になります。端末の下取りの際、納得いかない場合はキャンセルできるのが望ましいという意見です。考え方は関係事業者において、適切に対応すべきとしております。

意見2-16、個人からMNOが取り扱う端末はオープンマーケット版の併売義務づけ、その出荷台数の割合を最低20%程度に指定させるべきという意見です。考え方は参考として承るとしてしております。

続いて、3章、改正法の施行状況を踏まえた見直しの基本的な考え方です。

意見3-1、端末は端末、SIMはSIMと販売店を分けて販売してほしい。

意見3-2、改正法により端末の選択肢が少なくなったとは特段感じていないという意見です。考え方は参考として承るとしてしております。

意見3-3、考え方に賛同。

意見3-4、規律の見直しの方向性が示されたことに感謝。適切な時期に規制を撤廃することを要望という意見です。考え方は賛同の意見として承るとしてしております。

意見3-5、見直し案により、転売行為の鎮静化に期待。いわゆる「白ロム割」、「SIMのみ新規契約」を分かりやすく説明してほしいという意見です。考え方は賛同の御意見として承るとし、いわゆる「白ロム割」、「SIMのみ新規契約」の説明を記載しております。

意見3-6、考え方に賛同。MVNOの競争力を高める他の施策の検討が必要という意見です。賛同の意見として承るとし、MVNOの競争力を高める他の施策の検討に関する意見については、参考として承るとしてしております。

意見3-7、個人からですが、事業法改正は失敗したと認め新たな策を考えるべきという意見です。考え方は改正法施行以降、低廉な新料金プランが数多く提供され、乗換えが活発化するなど、一定の政策目的は達成しているが、他方法改正法施行後、3年が経過する中で、制度運用上の課題等が指摘されており、この観点からの見直しは必要としております。

続いて、2.通信と端末代金の完全分離に係る規律の見直しについての意見です。

意見3-8、「白ロム割」対策について賛成という意見です。考え方は賛同の意見として承るとしてしております。

意見3-9、SIMのみ新規契約を利用した潜脱行為が発生しないよう手当てを要望と

いう意見です。考え方は意見の潜脱行為については、総務省において、ガイドラインにおいて明確化等の対応が適当としております。

意見3-10、端末購入プログラムの買取り価格の適正性について定期的な検証が必要という意見です。考え方は端末購入プログラムの買取り価格の設定等のルール整備に関する意見については、総務省において今後の参考にするとともに、適正性について注視していくことが適当としております。

意見3-11、買取価格保証型残価設定ローンについて、端末の残価として設定された金額を値引き額として規制の対象とすべきという意見です。考え方は参考として承りつつ、将来時点において端末の買取りを行う等により、一定の金額と端末の買取り価格等の差額は、利益提供額になるとしております。

意見3-12、見直しをしても抜け道で、廉価販売が復活することを懸念という意見です。考え方は参考として承るとしてしております。

3-13、「1円販売」をキャリアが自主的にやめられないのであれば、法整備による改善が望まれる。

3-14、根本的な解決には、端末と通信回線の独立採算制が必要という意見です。考え方は報告者にも記載しておりますが、見直しを行ったにもかかわらず、今後も過度の端末値引きの誘引に頼った競争慣行から脱却できない場合は、総務省において、通信サービスと端末の販売の在り方を含めて検討が必要としております。

3-15、規制維持の方向性に賛同という意見です。考え方は賛同の意見として承るとしてしております。

続きまして、ここからが割引上限一律4万円の見直しに関する意見となります。

意見3-16、NTTドコモ、KDDIから、一律上限4万円とした場合、低・中価格帯端末で実質1円販売が可能となり、過度な端末値引き競争が継続するおそれがある。

意見3-17、インターネットイニシアティブ、オプテージ、テレコムサービス協会、JCOMからでございますが、MVNOはMNOと同等の割引を行うことが困難であり、一律上限4万円とした場合、MNOとMVNOとの競争力の差がさらに拡大するおそれがある。

3-18、公平な市場競争の実現のため、最終的な結論に至った経緯について本報告書案において丁寧に示されるべき。また、楽天モバイルの意見の中では、低・中価格帯は過度の安値販売を抑制する観点から、定額で上限設定（現状維持）という意見でございました。こちら、考え方でございますけれども、4万円という数字自体については、改正法施行時の上

限額の算出方法を踏襲しつつ、最新のデータを用いているものでございますので、一定の合理性があると考えております。一方で、一律4万円の上限とした場合、低・中価格帯の端末において、いわゆる「転売ヤー」や「1円端末」等の問題が発生する懸念に関する意見があったところ。また、割引の上限額については、不良在庫端末の割引上限が最初調達日から24か月を経過した場合に、対象価格の50%とする特例を認めていることを踏まえると、現行の割引額の上限である2万を超える割引額の上限については、在庫端末特例の基準の50%を考慮することが適当としております。このため、割引額の上限については、原則4万円とするが、対象価格が4万円から8万円までの場合にあっては対照価格の50%、4万以下にあっては2万円とすることが適当。以上を踏まえ、本報告書案における上限2万円に係る規律の見直しについては、修正することが適当としております。資料2、報告書案は87、88ページ目になりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、意見3-19になります。ソフトバンク、個人からでございますが、一律上限4万円見直し案に賛同。

意見3-20、クアルコムジャパンから4万円になることについて歓迎。潜脱行為に対する方針がより明確化されることを要望という意見です。考え方は意見3-16に対する考え方のとおり修正するとしております。

意見3-21、通信料金の20%を超える端末代金の割引は、景品表示法に抵触するのではないかという意見です。考え方は通信契約を伴う端末値引きについては、景品表示法における景品類には該当しないと考えているとしております。

意見3-22、上限額は税込みなのか税抜きなのかという意見です。考え方は税抜きとしております。

3-23、対照価格が調達価格を下回らないように見直すべき。

3-24、対照価格が調達価格を下回るとは潜脱行為に当たるものとして既にガイドラインで規定されており、新たな考え方ではないという意見です。考え方は潜脱行為に当たるとして現行のガイドラインに規定されていますが、今回の見直しにより、潜脱行為ではなく、禁止行為として明記し、規律するものとしております。

意見3-25、ソフトバンクからでございますが、見直し後のルールを遵守している限り、「過度の端末値引きの誘引に頼った競争慣行から脱却できない場合」には該当しないことを明確化することを要望という意見です。考え方は改正法施行後、白ロム割といった規律の見直しを使った大幅な端末値引きが行われたことを踏まえれば、見直し後のルールを遵

守されていることだけをもって脱却できたとは言えないことから、該当しないとは言えないとしております。

意見3-26、不良在庫端末特例に係る見直し案に賛同という意見です。考え方は賛同の御意見として承る。不良在庫端末特例については、手続の簡素化を含め、ガイドラインの見直しを検討されることが適当としております。

3-27、簡素化に賛同。当該特例のルール変更を要望という意見です。考え方は不良在庫端末特例の適用時期の御意見については、参考として承る。簡素化等については、ガイドラインの見直しが検討されることが適当としております。

意見3-28、こちら、報告書案の修正ありとなっております。廉価端末の特例に係る考え方に賛同という意見でございます。廉価端末特例の見直しは、割引上限が一律2万円から4万円に変わることと連動しまして、今回、廉価端末特例も4万円に変更するというものでございましたが、先ほどの意見3-16に対する考え方を踏まえて、割引額の上限は一律4万円ではなく、一部2万円が残るものでございますので、今回、考え方としましては、廉価端末特例は2万円を維持することが適当であり、修正することとしております。資料2、報告書案は89、90ページ目になりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、意見3-29、楽天モバイルから廉価端末の特例の対象は上限2万円を維持すべきという意見です。考え方は意見3-16に対する考え方を踏まえて、特例は2万円を維持することが適当としております。

意見3-30、3Gから4G、5Gへの移行マイグレの特例を存置することは必要。また、4Gから5Gへの移行マイグレにおける特例を再度検討してほしいという意見です。考え方は賛同の意見として承る。また、4Gから5G等へのマイグレについては、本格的に進められる状況になった際に、その状況等を踏まえて必要に応じて検討することが適当としております。

3-31、特例を使った潜脱行為が行われないよう対策等を議論すべきという意見です。考え方は特例の適用ルールはガイドラインで規定しており、御意見における行為については、ガイドライン上で特例の適用は不可としているとしております。

3-32、特例を使った潜脱行為が行われないようモニタリングすべきという意見です。考え方は関係事業者において適切に対応すべきとしております。

意見3-33、3G移行完了後も、4Gから5G等へのマイグレ等の事業者起因で端末が利用できなくなった場合に、顧客救済処置が必要という意見です。考え方は4Gから5G等

へのマイグレについては、本格的に進められる状況になった際にその状況等を踏まえて、必要に応じて検討することが適当としております。

意見3-34、3G端末からのスイッチングを円滑に進めるため、対象となる3G端末が各事業者から公開されることを要望という意見です。考え方は関係事業者において適切に対応すべきとしております。

続きまして、3.行き過ぎた囲い込みの禁止に係る規律の見直しに関する意見です。

意見3-35、正当な理由のない短期解約等に対して、一定程度の違約金を認めるべきという意見です。考え方は参考として承るとしてしております。

3-36、継続利用割引の見直し案について賛同という意見です。考え方は賛同の意見として承るとしてしております。

3-37、こちらも報告書案の修正ありとなっております。短期拘束を恣意的に繰り返すことで、実質的に長期拘束を行う潜脱的な行為などについては、違反行為に該当する事例としてガイドラインで明確化すべきという意見でございます。考え方としましては、長期でない場合であったとしても、過度な継続割引を行うことは適当ではないため、このような割引が行われないよう必要な対応を行うことが必要であることから、その旨を本報告書案に追記するとしております。資料2、報告書案では96ページ目になりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、意見3-38になります。継続利用割引規制の見直し案について賛同。通信料金割引以外の利益の提供についても今後も認められるべきというものでございます。こちら意見も踏まえて本報告書の修正ありとしております。考え方としては、現行制度において、継続利用に応じた高額な利益提供であったとしても通信料金割引以外の利益の提供であれば規律の対象となっておらず、割引が認められていたところでございますけれども、制度趣旨を踏まえればこうした利益の提供も潜脱として継続利用となり得ることから、現行の規律と同様に規律の対象とすることが適当と考えていたものでございます。今回、この当該趣旨を明確化するために、本報告書案の記述を修正するとしております。資料2、報告書案は96ページ目の下のほうになりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、4.指定事業者の範囲に係る規律の見直しへの意見です。

3-39、今回の見直しで、結果として指定事業者から外れるインターネットイニシアティブ、オプテージからの意見です。指定事業者の範囲に係る規律の見直し案に賛同という意見です。考え方は賛同の意見として承るとしてしております。

一方で、3-40から3-43までについてでございますけれども、3-40、JCOMからの意見で、特定関係法人も独立系や大手MVNOとの競争状況を踏まえた指定がされるべき。

3-41、イオンリテールからでございますが、公正競争のため、全事業者を対象とすべき。

意見3-42、KDDI、ソフトバンクから、指定事業者の範囲を見直す事由がない。

意見3-43、楽天モバイルから、MNOとMVNOの区分をなくした上で、指定事業者の範囲を基準化すべきという意見が出ております。まさにそれぞれの立場に応じて、指定事業者の範囲の見直しに関する意見があったところでございます。

こちら考え方としましては、指定事業者の範囲については、今回の見直しで完了というものではありませんので、当然、MNOとMVNO間の競争環境、MVNO間の競争環境、MNO間の競争環境を適正なものとしていく観点から、引き続き通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて見直しの検討を進めることが適当であると考えておりますので、その旨を本報書案に追記するとしております。資料2、報告書案は、103ページ目になりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、5.その他見直しが必要な事項です。

意見3-44、MNP誘導を早期に是正して、機種変更のお客をないがしろにしないような市場を目指すべきという意見です。考え方は「電気通信事業者等の消費者保護ルールに関するガイドライン」で、電気通信事業者等は、適合性原則の趣旨を踏まえ、利用者がその実態等に応じ、選択できるよう、適切な説明を行うことが求められておりますので、総務省においては、同ガイドラインに基づいた取組がなされているか注視していくことが適当としております。

3-45、サービス利用意思を伴わない乗換えの防止に係る考え方について賛同という意見です。考え方は賛同の意見として承るとしてしております。

意見3-46、ドコモから「踏み台」行為に対する対策を実施していくという意見です。考え方は参考として承るとしてしております。

3-47、「踏み台」行為及びいわゆる「転売ヤー」対策として短期解約者に利益の提供額を上限に違約金を課すことを認めるべきという意見です。参考として承るとしてしております。

意見3-48、業務改善命令が、移転元事業者の申告のみで発動されないことがないよう、

適切なデータに基づいて実施していただきたいという意見です。考え方は「踏み台」行為に係る業務改善命令の発動については、適切なデータ等に基づいて実施されることが適当としております。

3-49、販売代理店によるSIMのみ新規契約の考え方に賛同という意見です。考え方は賛同の意見として承るとしてしております。

3-50、SIMのみ新規契約の利益提供は、事務手数料と初月通信料金までとすべきという意見です。考え方は販売代理店が独自に行う利用者の利益提供に関する扱いについては、これまでガイドライン上で明確化されていなかったところを、今回、販売代理店が行うSIMのみ契約においても、潜脱行為としてガイドライン上で明確化するものでございますので、その旨を記載してしております。

意見3-51、SIMのみ新規契約をした後、スマホをセット購入した場合は業務改善命令になるのかという意見です。考え方は現行の規律においても、端末の購入等に関する契約に締結に関連していれば、端末の購入等と回線契約の時点の同一性は求めていませんので、その旨を記載してしております。

意見3-52、3Gサービスを終了した事業者等が3G契約者を対象とした通信料金の割引施策ができるように措置を検討することが必要という意見です。考え方は今後の施行状況等を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うことが適当としております。

意見3-53、車載モジュール等を指定役務の対象外となるよう見直しを要望という意見です。考え方は参考として承るとしてしております。

意見3-54、端末購入プログラムに係る手続の簡素化について賛同という意見です。考え方は端末購入プログラムにおける買取等予定価格の設定等のルール整備に関する意見について、総務省において今後の参考にすることが適当としております。

続きまして、6.今後の見直しです。

意見3-55、こちら、報告書案の修正ありとなっております。3年たたずとも割引上限額の見直しについて議論すべきという意見です。考え方でございますけれども、割引上限額の見直しに限らないことでもございますけれども、本WGにおいて今般の見直し後の市場環境の動向を注視・検証を行い、少なくとも3年を経過するまでの間に、その施行状況について検討し、必要に応じて、直ちにさらなる見直しの必要性について議論することが適当と考えておりますので、その旨を明確化するという修正を行うとしております。資料2、報告書案は111ページ目になりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、4章、モバイル市場等に係る課題です。乗換えコストのさらなる改善についてでございます。

意見4-1、トラブルのおそれがあることから電話や店頭でのMNPワンストップ化には現時点では反対。考え方は総務省において、事業者と引き続き検討していくことが適当としております。

意見4-2、MNPワンストップ化が開始されたことを歓迎という意見です。考え方は利用者にとって必要かつ分かりやすい表示・内容に留意することを、総務省において、引き続き事業者に対して求めていくことが適当としております。

意見4-3、MNPワンストップを導入していないMVNOに対し導入時期を確認するとともに、導入状況を注視することが重要という意見です。考え方は総務省において、事業者と引き続き検討していくことが適当としております。

意見4-4、本報告書案の方向性に賛同。賛同の御意見としております。

意見4-5、ショップ店員は端末補償サービスの有無について確認を取っていただきたい。考え方は関係事業者において適切に対応すべきとしております。

意見4-6、他サービスとのセット販売についての考え方に賛同。考え方は賛同の御意見として承るとしております。

続きまして、2.短期解約ブラックリストに関する御意見です。

意見4-7、「踏み台」行為やいわゆる「転売ヤー」対策のためのアラート機能などの措置が必要という意見です。考え方は関係事業者において、適切に対応すべきとしております。

意見4-8、本報告書案の考え方に賛同。考え方は賛同の御意見として承るとしておりません。

続きまして、3.固定通信市場に係る課題でございます。

意見4-9、本報告書案に賛同。接続関連情報の取扱いについては、検討が必要とした意見でございます。考え方は本報告書案に賛同の御意見として承る。本スキームにおける接続関連情報の取扱いについては、今後、運用フロー等の整理を進めていく中で、本スキームに参画する全ての接続事業者が接続関連情報の取扱いの範囲について、明確に確認・合意することが適当。また、総務省においては、電気通信事業法31条第8項の規定により、NTT東日本・西日本が行う禁止行為規定遵守措置等報告等の形で、本スキームにおいて合意に基づく運用がなされていることについて確認する等の所要の対応を取ることが適当としております。

意見4-10、事業者間協議において運用フローの簡素化等に協力していくが、システム改修費の低減が必要という意見です。考え方は本スキームにおいては、スイッチングコストの低減を図るという目的に照らしても、簡素で効率的な運用フロー及びシステムが採用されることが望ましく、事業者間協議においては、そうした観点も重視して仕様調整等を進めていくことが適当としております。

送りました、意見4-18を御覧いただければと思います。公正な競争市場確保する観点からもモバイル通信と非通信サービス等のセット割引も考慮された上で、モバイルスタックテストが実施されることを要望という意見です。考え方は賛同の御意見として承る。モバイルサービスとF T T Hアクセスサービス以外のサービスのセット割引をモバイルスタックテストにおいて考慮することについては、そのモバイル市場に与える影響等を踏まえ、総務省において引き続き検討することが適当としております。

意見4-19、「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」の改定では、同一MNO内のセット割引のみならず、事業者をまたぐセット割引についても対象とすべきという意見です。考え方は他の事業者が提供するモバイルサービスにおいて、F T T Hアクセスサービスの契約を条件とするセット割引が提供されている場合に、当該セット割引の原資をF T T Hアクセスサービス提供従事者が負担しているときには、当該コストを原価として考慮することが適当。また、御意見のとおり、「F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」の改定に当たっては、関係事業者が解釈について共通認識を持つことができるよう改定を行うことが適当。当該「具体例」については、従前より、F T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者全てを対象としているものと承知しているが、本WGにおける検証については、特にMNO 3社が行うキャッシュバックやセット割引について、他の事業者から、財務余力の観点等でMNOと同水準のキャッシュバックやセット割引を提供することが困難である等の指摘をされたことから、MNO 3社を検証対象としたところ。これまで検証が行われてきた3社について必要と認められる場合には再度検証を実施することが適当であることについては報告書案に示したとおりであるが、それ以外の事業者のF T T Hアクセスサービスについても、検証を行う必要性が生じるような状況変化があった場合には、必要に応じて検証を行うことが適当としております。

続きまして、第5章、おわりにを御覧いただければと思います。

意見5-1、携帯電話の売買と通信契約の完全分離を早急に実現すべき。考え方は賛同の御意見として承るとしております。

意見5-2、通信料金の分かりづらい表示や説明等、課題があるという意見です。考え方としては、参考として承るとしております。

意見5-3、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正という取組が健全な市場環境の構築につながることを期待という意見です。考え方は賛同の御意見として承るとしてしております。

この後はその他になります。

意見6-1 概要がついていないという意見です。考え方は参考として承るとしております。

意見6-2、携帯会社が端末販売をやめればよいという意見です。考え方は参考として承るとしてしております。

意見6-3、6-4、6-5は、本意見募集の対象外とさせていただきます。

意見6-6、接続料引下げ等の抜本的取組等により競争環境の改善を図るべきという意見です。考え方は参考として承るとしてしております。

意見6-7、用語の統一を行うべき。意見6-8、「5GSA」の表示は適切かという意見です。考え方は御指摘を踏まえ、本報告書の記述を適切なものに修正させていただきます。

事務局からの説明は以上となります。

【新美主査】 御説明ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見のある方は御発言いただきたいと思っております。非常に大部なパブコメ返しでございますので、報告書の修正がなされた点に焦点を合わせて御発言いただければ幸いです。御発言御希望の方はチャット欄でお知らせいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、大谷さん、御発言をお願いします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。

事務局には大部の御意見へのパブコメ返しを準備いただきまして、ありがとうございます。本当に大量の御意見に真摯に向き合っていただき、最終的には特に上限4万円規制の見直しにつきまして、柔軟な対応を考えていただいたことについては、賛同の意見を申し上げます。

ただ、4万円以下での端末の場合に2万円、その間、8万円までは50%、そして廉価端末特例が2万円という考え方には賛同するところではありますが、やはり、これまで一律2

万円ということで、それなりにシンプルなよさがありましたけれども、それと異なるということについては、十分な周知が必要ではないかと思っております。パブコメの中で、10ページのところでは、消費者で27条の3を正確に理解している消費者が少ないとのご意見がありました。そして、「白ロム割」や「SIMのみ新規契約」の規制について分かりやすい説明が必要だというような御意見を全国消費生活相談員協会様のほうからいただいているところですが、報告書への賛成の御意見という面はある一方で、やはり苦言として受け止めるべきではないかなと思っております。今回、白ロム割も規制対象とすることで、シンプルになる反面、先ほど申し上げたように、上限4万円規制のところは段階的になっていくなど、若干複雑になる面もありますので、各事業者がそれぞれの料金プランなどをきっちりと説明するということが重要ですが、やはり行政としても、消費者団体や都道府県の消費生活センターなどと協力して、分かりやすい周知が求められているということなのではないかと思っております。そうした意味で、我々、関係者としては、これらのご意見を苦言として受け止めて、さらなる分かりやすさに努めていくべきではないかと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

4万円規制のところは中心になりますけれども、柔軟に対応することが複雑化を招いているので要注意といえますか、事業者だけでなく行政もその点、踏まえていくというコメントをいただいたと受け止めさせていただきます。

続きまして、北さん、どうぞ御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。

今の北谷先生の御発言ともかぶるところではございますが、まず初めに、パブコメの意見を真摯に受け止め、報告書案を修正された事務局の方々の対応に御礼申し上げます。その上で2点、コメントいたします。

1点目が値引き上限規制です。今回、一律4万円から、上限4万、8万以下50%、4万以下2万という段階的な案にするということでございますが、特にMVNOさんから、一律4万円にすると対照価格が4万円以下の端末が一括1円で販売可能になる。一括であると、転売ヤー、手配師の暗躍が止められない。そんな御意見もありまして、4万円以下の端末を2万円にしたということに賛同いたします。ただ、もちろん少々複雑ですので、十分な分かりやすい周知が必要だと思います。

一方、上のほうの価格を見てみると、例えば対照価格8万以上になってきますと、例えば10万円のiPhoneが残価設定型の端末購入サポートプログラムに加入すれば、実質一円販売が可能となってきます。一括でなくて実質販売であれば、転売ヤーや手配師は抑止できると思います。が、端末値引きの誘引に頼った競争慣行から脱却できるのかというところは疑問符がつくと思います。が、今回は、市場の状況をしっかりモニターして検証しながら、適時適切に必要な措置を行っていくということを前提として、上限4万円に賛同をいたします。その際、端末購入プログラムにおける買取り予定価格の適正性についても、定期的に検証することが大前提となります。

2点目ですが、今のコメントとも関連いたしますが、3章の6. 今後の見通しのところで、必要に応じて直ちにとという文言が加わることに賛同いたします。この市場は非常に足が速いです。次々と新しい手口が編み出され、瞬く間に全国に広がっていくという特性があります。しかも、その手口に手配師、闇バイトなどが絡んでくるという特徴もあります。問題が大きくなる前に、適時適切に対応していくことが必要だと考えます。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

将来、ちょっと懸念があるということで、予想の上で、現時点ではやむを得ないというか、現在の報告書で賛成だと伺いました。北さんの豊富な情報量からいくと、その懸念もあり得るのかなと思って伺っておりました。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、佐藤さん、御発言をお願いします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。

パブコメで提出された意見に目を通して思ったことをコメントさせていただきます。まずはパブコメで多くの意見が寄せられていて、検討すべき意見が非常に多く示されていたと思います。まず、今回、端末割引の上限価格規制についてですが、一律4万円を修正したことについては、評価はいたします。しかしながら、パブコメで多くの企業・団体からいただいた意見に示されていたように、議論が十分でなかった部分があると思っています。今後、二、三年の間に、端末割引の上限価格規制の見直し、あるいは上限価格を再計算するということになると思いますが、その際には、見直しすべきことがいくつかあり、例えば、今回、用いられたデータについては前回と大きく異なり、多くの事業者さんからいろいろ御意見いただいているので、次回、見直しにおいては、今回のやり方でよいのかということについて議論が必要だと思います。あるいは1人当たりの通信収入から得られる利益をベースに計

算するといった考え方自体についても同様。これは消費者団体の方、あるいは事業者の方々からも意見があったと思います。さらに、競争への影響をどう判断していくか。これは主に競争事業者さんから多くの意見が示されていたと思うので、こういった幾つかの論点については改めて議論させていただきたいと思います。

あと、パブコメ意見で示された現状認識においては、端末の大幅割引で一部のユーザーに大きなメリットがある一方で、他の多くのユーザーに対しては余計な負担が課せられているのではないかという問題点が示されていました。また、MNOの端末価格の大幅割引に対して、新規事業者やMVNOが対抗できていないというによる競争上の問題が継続しているということ。さらには、キャリアから課せられた高いポートイン指標達成に向けて、販売代理店が極端な廉価販売を行っているような現状が問題視されています。こういった状況の改善に向けて、報告書で今回示された見直しでどれだけ改善されていくのか注視する必要があり、また総務省としても問題解決に向けて継続的に議論を進めていっていただきたいと強く思うところです。

最後に、原点に戻って、競争検証として我々が問うべきものは何だろうかと考えたところですが、やはり「端末割引等の誘引に頼った競争慣行を2年を目途に根絶する」ということが事業法改正の目標であったと思いますので、このことが実現できていないのであれば、事業法改正の目標を実現するために我々は何をすべきかについて、これからも真摯に議論を続けていく必要があると考えています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

非常に重い御発言だと思います。原点が何なのかというのは、我々も議論に参加してきて改めて問い直されるところだと思いますので、今後とも議論の中で、視座の中心に据えていきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、長田さん、御発言をお願いします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。

今、佐藤先生が最後におっしゃったところを、私も申し上げたいと思っていました。この報告書の中に何度も出てくる通信料金と端末代金の完全分離というのが改正法の考え方としたら、前回、いろいろな理由があって、この計算方法が認められたんだと思いますけれども、そこで、その計算方法を踏襲すること自体が結局はただ法律の目的を先延ばししているだけということで、法律の目的が達成できていないということをきちんと認めて、どうす

ればいいのか、完全分離をぜひ実現するべきだと思っています。いろいろたくさんの御意見があり、当初、示された案の変更がされたということは御努力だったとは思いますが、もともとその考え方がちょっと総務省は法の目的を見誤っていらっしやるのじゃないかなと思います。ぜひ、きちんと完全分離するんだという姿勢をより強く示すことによって、何か端末の値引きだけの競争に結局、終始されてしまっている通信事業者の在り方をきちんと問うていくべきだと考えています。なので、この案に賛成ですとは申し上げられません。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

佐藤さんと同様の視点で、もっと原点に戻って検討すべきということで、この報告書はその意味ではそこに至る一つの過程であって、もろ手を挙げて賛成はできないという御趣旨の御発言だと思います。

それでは、続きまして、西村さん、どうぞ御発言、お願いします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。

今回、様々な意見とそれらに対する考え方をまとめていただきまして、事務局には感謝申し上げます。これまでの構成員の方々のコメントと同じ箇所についてはございますけれども、少し重複を恐れずコメントをさせていただければと思います。

全部で3点ございます。1点目ですけれども、資料2の111ページ、6.今後の見直しというところがございます。そこでも指摘されておられますように、必要に応じて、見直しの必要性についての議論も生じるという追加的記載が確認されます。そのような場合において、今後、過去との比較を可能とするため、例えば今回の複数の割引の上限設定に関して、その趣旨、割引幅に対する対照端末価格の根拠、それから各種数値の出所、その算出方法、算定方法の説明は、やはり連続性、整合性をもって、詳細かつ丁寧に行う必要があるかなと考えた次第でございますので、ぜひ今後の議論の際にはそういったことを明示した上で説明をいただく必要があるかと思っておりました。

2点目でございます。今回、上限4万円というのを原則にして修正という形で、端末価格の50%あるいは端末価格、一定の場合はさらにもう2万円というような形で設定されております。これに対してNMO4社の考え方は、恐らく意見3-16、18、19において確認されます。その文章を読みますと、今回の規律の見直しの考え方とおおむね合致する、あるいは同じ方向性を示すような部分も確認されるものではないかなと理解いたしました。その一方で、独立系MVNOの主な意見は3-17にございます。そこを読みますと、

どこまで今般の規律見直しの考え方と整合するか、十分には分かりません。しかしながら、この点、指定事業者の範囲に係る規律の見直しの考え方と併せて見ますと、独立系MVNOへの影響については、これまでの規制対象とされていた指定事業者の2社が対象から外れるということでありますならば、法遵守のためのコスト上昇というのは想定されにくいかもしれませんし、様々な料金メニュー等が登場するかもしれない競争促進の可能性、こういったものも一つの見方かもしれません。ただその一方で、この見直しが電気通信事業者の間の競争にどういった影響を及ぼすか、より継続的なモニタリングが求められると思いますので、ぜひ総務省におかれては継続的なモニタリング体制の構築、それから維持に努めていただければと思っております。

最後、3点目でございます。今回この規律の見直しを関係省令、関係ガイドラインに反映する場合、数多くなろうかと思っております。法27条の3の規制対象の指定事業者自身の理解、それから販売代理店の現場の理解、今以上に重要になろうかと思っておりますし、現場の負担というものも生じてくるかと思っておりますので、この対応を、指定事業者におかれては、ぜひこれまでの総務省内の議論の流れに反しないような評価指標の構築、運用と併せて支援を行っていただきたいとお願いできればと思っております。

長くなって恐縮です。以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

この報告書を前提にして、これをより徹底して実現するためには様々なことが必要だという、非常に現実をにらんだ上での御提案だと思っておりますし、これはおっしゃるような方向で検討、作業を進めていただくことが期待されるというように強く願っております。

それでは、続きまして、全相協の西村さん、御発言をお願いいたします。

【西村（真）構成員】 全相協、西村です。

今回の見直しで、いろいろな金額が生じたことによって、本当に検証していくのも大変な作業になってくるようにも思っています。先ほど原点というお話もありましたけれども、シンプルな料金プランの実現。これが実現するのがすごくいいなというふうに思っているんですが、最近はまだセット販売とか、いろいろな組合せで安くなりますということがすごく増えてきまして、シンプルな料金プランの実現が遠のいたように思っています。また、値引きの規制なんですけど、本当に値引きってこうやって規制していくものなのかなという疑問もございまして、よく利用者ニーズを踏まえて最適なプランを提案してくださいみたいなやり取りを我々、事業者の方にするんですが、利用者ニーズって1円でも安く買いたいとい

うニーズが実際あるわけで、それに応じて、物すごいアクロバティックなプランを提案いただいているような悲しい状況もあります。

値引きって何なんだろうかというちょっとシンプルなつづきみたいなお話で申し訳ないですが、コメントとしては以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

おっしゃるように、消費者の基本的な方向性というのはおっしゃるとおりですが、いろいろな業種がコラボして、一つの商品を組み上げていくというのは、現代社会においては避けられないことですので、分かりやすさと複雑さというのはなかなか両立しづらいところがありますので、これは消費者の観点から、常にそういう要望、消費者の観点そのものもある意味でアンビバレントなところもございますので、その辺をどう調整していくかというのは、行政にとっては大きな課題だろうと思います。その意味では、西村さんの御指摘、肝に銘じておく必要があろうかと思えます。

以上、ほかに御意見ございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

相田さん、どうぞ御発言、お願いします。

【相田主査代理】 今回、大変多くの意見をいただいて、やはり関心の高さというものがよく分かったと思います。

それで、メインの件については、いろいろもう既にほかの委員の方から御発言ありましたので、私、ちょっと意見4-12絡みで発言させていただきたいと思うんですけども、転用がもうできることから撤去の必要はないということで、借家人にとってみれば、もちろんこれがあれだと思うんですけども、やっぱり転用スキームの中でもって、一体、引込線が誰の所有物なのかというようなのが、逆にやや曖昧になりつつあるということで、大家さんの立場からいうと、持ち主のよく分からない引込線がそのままうちの中を占拠していると言ってしまうのが悪いかもしれませんが、というのはやっぱりちょっと気持ちが悪いのかなというようなことがあるかと思えますので、そこら辺のところ、家主さん、大家さんに対してどういう状況になっているのかというようなことを丁寧に説明する。あるいはそこら辺のところをもう少し別の形でちゃんと所有権等々を整理するというようなことが、今後、必要になってくるんじゃないかなと思いました。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

相田先生の発言は、法律家としてどきっとして伺っておりました。要するに、引込線は一体、誰の所有権なのか、これは事業者のものだとすると、他人の家を勝手に借りているわけですので、その使用権限はどこにあるのかと。これは非常に難しいといいますが、いろんな問題が絡み合ってきて、非常に貴重な御指摘、ありがとうございます。やっぱりその辺は事業者のほうで、どういう契約の関係なのか、法律関係なのかを明らかにする議論をしていただきたいと思いますし、総務省のほうでもそれを促すようにしていただけたらと思います。相田先生の御指摘、非常にありがとうございます。

ほかに御発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

これまでの御議論の中で深められた点を前提にしまして、これでパブリックコメントを受けた考え方についても、基本的には皆様方は御賛同いただけていると思います。ただ、これが最終回答ではありませんと、もっと原点に戻った施策を今後考えていけという留保つきだというふうにはまとめさせていただきたいと思います。ただ、今回の報告書については、何かここを変えろということは御指摘がなかったかと思いますが、今、言った原点の達成のためにはなお必要だと、それから、この報告書だけでも実現するには様々なモニタリングあるいは手当が必要だというコメントをいただいておりますが、それを踏まえた上で、今回は意見交換、格別な修正意見は特になかったという形でまとめさせていただきたいと思います。

なお、いただいた御意見を踏まえた上で、若干の調整等があらうかと思いますが、その点については、主査の私に御一任いただければと思います。基本的には資料1及び資料2のとおり取りまとめることにさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、今回、膨大な報告書をまとめることになりましたが、これもひとえに構成員の皆様方の熱心な御議論のたまものだと思っております。本当にありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきたいと思います。最後に、事務局から連絡事項等がございましたら、よろしくお願ひします。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

競争ルールの検証に関する報告書2023については、準備が整い次第、総務省ホームページにて公表いたします。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホ

ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上となります。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。本日も熱心な御議論、ありがとうございました。また今後とも機会を設けて、皆様方の御意見をいただきたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。これにて失礼いたします。

以上